

## 第13回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日時：令和3年（2021年）10月18日（月）午後2時～午後4時

場所：《対面形式》熊本県庁本館5階 審議会室

《オンライン形式》Zoom

出席者：※敬称略

委員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	熊本機能病院顧問（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
紫藤千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長
岩永慶太	熊本地方法務局人権擁護課長
井上大介	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
岡 順子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
事務局／西村 徹	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 審議員
手嶋義明	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐（総務・特定疾病担当）
森本愛子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 参事
鬼塚徳仁	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
坂田 岬	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 相談員

### 【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
  - (1) 令和3年度（2021年度）の県の取組について
  - (2) その他

### 【1 開会】

（事務局（西村））

それでは定刻になりましたので、ただいまから「第13回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。

それでは、開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長 岡がご挨拶を申し上げます。

#### (岡課長)

こんにちは。健康づくり推進課長を4月から拝命いたしましたの岡と申します。

本日は、大変お忙しい中に、この第13回となります、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、常日頃から、県が実施しておりますハンセン病問題啓発事業にご支援とご協力をいただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、この委員会を開催することができませんでした。そのため、本日は、感染対策を行ったうえで、オンラインと対面式の併用で開催することとなりました。

本日の委員会は、令和2年1月29日に熊本県ハンセン病問題啓発委員会報告書を取りまとめていただき、その後、知事へご報告していただいて以来の開催となります。その間、報告書に示されました課題に対しまして、事業を進めて参りました。コロナ禍での普及啓発のあり方、また具体的な方策について、改めて深く考える機会となったことも事実でございます。

本日は、これからの普及啓発のあり方や今後の取組について、委員の皆さまにご意見をいただき貴重な場となります。

大変限られた時間ではございますが、本日は忌憚ない意見をいただきますようどうぞよろしくお願い致します。

#### (事務局 (西村))

ただ今の挨拶でも述べましたが、昨年度はこの委員会につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、書面により熊本県の取組み内容のご報告をさせていただきました。

議題に入ります前に、各委員のご紹介につきましては、時間も限られておりますので、今年度、新しく委員になられた方お二人にご挨拶をお願いし、委員のご紹介については、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。

熊本地方法務局人権擁護課長 岩永委員、お願いします。

#### (岩永委員)

熊本地方法務局人権擁護課長の岩永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今後、皆様と連携して、啓発活動になお一層力を入れていきたいと思っておりますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

#### (事務局 (西村))

ありがとうございました。続きまして、一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士 紫藤委員、一言お願いします。

#### (紫藤委員)

皆様、こんにちは。熊本県社会福祉士会の社会福祉士の紫藤千子と申します。よろしくお願い申し上げます。昨年度から熊本県から委託を受けまして、りんどう相談支援センターの主任相談員をさせていただいております。どうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

#### **(事務局（西村）)**

ここからは、設置要綱第7条に基づきまして、委員会の議長は、委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思っております。それでは、内田委員長、よろしくお願い申し上げます。

#### **【議題1】**

##### **(内田委員長)**

内田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議題に入らせていただきます。

まず、議題1「令和3年度の県の取り組みについて」でございます。本年度からの熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、事務局から説明をお願いします。なお、昨年4月開設されたハンセン病回復者及びご家族の相談支援を行うりんどう相談支援センターの活動内容について、併せて報告をお願いします。

事務局から一通り説明をいただいた後に、委員の方々からご質問、ご意見をいただければと思います。それでは、事務局よろしくお願い申し上げます。

##### **(事務局（森本）)**

熊本県健康づくり推進課の森本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和2年度の実績報告と、令和3年度の事業計画です。

まず、1ページの「ハンセン病問題啓発パネル展」ですが、例年6月22日のらい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日に合わせまして、ハンセン病問題啓発パネル展を実施しています。令和2年度は、パレア、県庁ロビー、県庁地下の3ヶ所で実施しました。令和3年度につきましては、パレアの抽選に外れたため、県庁ロビーと県庁地下通路の2ヶ所で実施しました。

次、3ページの「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」について、令和2年度は、ふれあい福祉協会の補助事業を活用して、7月から8月に、県立美術館で菊池恵楓園絵画展と朗読会を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。パネル展につきましては、県立図書館、阿蘇地域振興局と八代地域振興局のロビーで実施しました。県の主催ではありませんが、令和2年度は、一般社団法人ヒューマンライツふくおかを事務局とする実行委員会主催で、天草地域において作品展が開催されました。また、熊本市主催でパネル展も開催されました。次4ページに移ります。令和3年度につきましては、県立図書館と県庁ロビーでパネル展を実施いたしました。11月には、九州ルーテル学院大学の文化祭において、九州ルーテル学院大学とりんどう相

談支援センター主催で、金陽会作品展が開催される予定です。

次、5ページになります。「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」ですが、令和2年度は、先ほどご説明しましたが、県立美術館で菊地恵楓園絵画展と、朗読会の実施を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。そのため、金陽会の絵画を身近で見いただくために、金陽会絵画カレンダーを制作し、県内の小中高、大学等教育機関や福祉関係、医療関係機関等に配布しました。続いて6ページになります。令和3年度は、一般社団法人ヒューマンライツふくおかの蔵座理事に絵画の解説をつけていただき、金陽会の絵画を掲載した菊地恵楓園散策マップを制作中です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、恵楓園内の見学が制限され、特に学校現場では、ハンセン病に関する様々な問題をどのように子どもたちに伝えていくか検討されていると聞いております。金陽会の作品を通して、入所者の方々に思いをめぐらせていただき、知識としてだけでなく、そこで感じたことを子どもたちと語り合っただけのようなマップにしたいと思っています。

続きまして、7ページをお願いします。「菊池恵楓園で学ぶ旅」ですが、県民の方が実際に菊池恵楓園を訪れてハンセン病の歴史等に直接触れ、また、入所者の方々の話を聞いて、交流を深め、ハンセン病に対する正しい理解の普及啓発を図るため、親子コースと一般コースを計画しておりましたが、令和2年度、令和3年度ともに、新型コロナウイルス感染症予防のため、菊池恵楓園の入園自粛要請により中止となりました。来年度は、社会交流会館がリニューアルされるため、実施できるように準備していきたいと思っております。

続きまして、8ページの「ハンセン病問題啓発リーフレットの作成」です。例年リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成しております。県内の高校一年生や市町村そして市町村教育委員会に配布しております。今年度も同様に、3月までには、リーフレットを作成しまして、配布をしたいと考えております。

9ページからは、「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらは、令和2年度に開始しました、りんどう相談支援センターの事業となります。一般社団法人熊本県社会福祉士会に業務を委託し、回復者及びご家族の相談対応と支援を行っております。また、要望に応じて、研修や講演等を実施し、正しい知識の普及を行うとともに、回復者やご家族の方などの、講演活動等普及啓発活動への支援も行っております。4月1日の開設日には、除幕式を実施いたしました。平日、午前9時から午後4時まで、社会福祉士3名程度で相談に対応しております。

令和2年度の相談件数は262件、うち家族補償関係は132件、実利用者数は167人となっております。主な相談内容は、家族補償制度、年金や福祉制度等となっております。昨年度は開設初年度でありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向下においては、センターの周知及び利用促進のための関係各所への訪問を十分に行うことができませんでした。また、リスクレベルに応じて面談や訪問を控える等の対応をせざるを得ない状況となりました。

10ページです。令和3年度につきましては、引き続き、丁寧な相談支援活動を行うとともに、昨年度要望があった研修や講演活動についても積極的に、活動し、回復者や

ご家族の方と多くお話ができるように人脈を広げていきたいと思っております。9月末時点の相談件数は145件、うち家族補償関係は42件、実利用者数は89人となっております。

続きまして、11ページの「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」ですが、退所者の方が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくするための環境を構築するため、医療・福祉施設の経営者、従事者から研修者を募り、菊地恵楓園への施設見学、ハンセン病の医学・看護・介護等に関する専門的な研修を実施しております。昨年度から、りんどう相談支援センター主催で実施し、令和2年度は、2月に初の試みとして、オンラインで実施しました。参加者は27人となっております。今年度もオンラインで2月頃を予定しておりますが、もっと多くの方に受講いただけるよう、告知を工夫していく必要があります。

12ページの「その他の研修会」ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムは中止しました。令和3年度は、りんどう相談支援センター主催で、「医療・福祉研修会」のような、専門的な研修ではなく、広くハンセン病問題についての普及啓発を図るため、一般向け研修会を予定しております。りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、センターの坂田相談員から説明があります。

最後に13ページになります。「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。1つ目、「ふるさと訪問事業」は、過去、県が行った強制隔離政策に県も協力したことによる反省から、県内外のハンセン病療養所の入所者の方を、県内各地にご案内しております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、中止しました。令和3年度につきましては、菊池恵楓園から参加の意向がっておりますので、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ているところです。また、星塚敬愛園からは、参加は難しいとのことですが、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、施設での面会が解除となれば、熊本県からの訪問は、受け入れるとのご連絡をいただいております。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ、熊本県の特産品をお送りするものです。令和2年度は、ふるさと訪問事業を見合わせたため、8月にデコポンゼリー、12月にデコポンを送付しました。令和3年度につきましては、今後、菊地恵楓園入所者自治会の方と、お送りする特産品についてご相談させていただき、12月に送付予定です。

3つ目の「県外療養者入所者の方への熊本日新聞の送付」は、星塚敬愛園と多摩全生園へ送付してはりましたが、令和3年度は、4月に多摩全生園から休止希望の連絡がありましたので、現在、星塚敬愛園のみ送付しております。

健康づくり推進課からは以上です。

#### (内田委員長)

それでは、りんどう相談支援センターからよろしく申し上げます。

#### (事務局 (坂田))

皆さん、こんにちは。りんどう支援センター相談員の坂田と申します。りんどう相談支援センターの、相談支援の概要ということで、少しお話をさせていただきます。

まず、家族補償金の申請支援のことです。りんどう相談支援センターのご相談の大半が家族補償金の申請となっております。

皆さん、初めてお話になるという方が多く、涙ながらに戸惑いながら葛藤を抱えながら相談していらっしゃいます。数回の面談で、お電話でしたり直接お会いしたりっていうことを経て、ようやく請求の手続きまでに、こぎつけるということが多いです。

家族補償金の請求する中で、ご家族にハンセン病患者がいらっしゃったということが、県や地元の役場に知られることを恐れられる方もおられました。何度も、公務に関わる職員の方の守秘業務についてお話をしておりますけれども、その点も再度ご説明して、安心していただいたうえで、具体的な手続きをさせていただいております。

直接、役所に行くのがつらいという方がいらっしゃる場合には、同行したり、郵送での住民票、戸籍関係書類の請求をしたこともございます。

また、家族補償金の請求を、他の家族に知られたくない相談者もおられたため、厚生労働省からの電話対応、また、書類の送付先をりんどう相談支援センターにしたこともございました。

相談される場所として、ご自宅、またその知り合いがいらっしゃる可能性のある公共機関では、不安だというケースもありましたので、プライバシーに配慮した、福祉施設、社会福祉士のいる会員の施設で面接も行いました。

個別相談をする、ご兄弟であっても、他のご兄弟に対して、家族補償金の窓口があるということなかなかお話なることが難しい家族もおられましたが、家族で一度にご請求されて、8名ほどですね、一度の機会で、面談をしたこともございました。

ご家族間で、このことに関することをお口にどこまでできるかというところの差が非常にございまして、毎回苦勞しております。

また、家族補償金の対応以外に、退所者給与金の件で、お問い合わせがあつて同行したこともございます。

各自治体へのご挨拶回り際には、戸籍謄本等の請求をする際の手数料減免の願いをさせていただいたりしております。また、対象年齢ごとの研修の企画等も行っております。対象者の方の中には、NHKの放送受信料の減免についてのお問い合わせがあり、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する、療養もしくは親族に対する援護を受けているものという記載があるということでお話を受けたこともございました。以上になります。

#### (内田委員長)

ありがとうございました。それでは人権同和教育課からよろしく申し上げます。

#### (事務局 (鬼塚))

人権同和教育課指導主事をしております鬼塚と申します。

資料2、令和2年度実績報告と令和3年度事業計画に沿ってご説明します。

まず、一つ目の取り組みとしまして、「人権教育に関する研修会」を実施しております。概要としましては、教育関係者を対象に、ハンセン病回復者及びその家族の人権に関する理解と認識を深めることを目的に行っております。

令和2年度の実績です。①をご覧ください。教育行政職員研修を実施しております。教育庁職員研修は、集合及びオンデマンド形式で中修一会長に講話いただいたところです。もう一つが県立教育センター所員研修です。オンライン形式でりんどう相談支援センターの紫藤相談員に講話いただいております。

②です。教職員役職別研修及び経験年数別研修の実施です。オンライン形式で実施しております。それぞれの研修におきまして、ハンセン病回復者及びその家族の人権に関する内容を踏まえた行政説明を行ったところです。

③が社会教育関係者研修の実施です。こちらも集合及びオンライン形式で、市町村行政担当者研修会、社会教育主事等研修、地域人権教育指導員研修会等の行政説明の中で触れております。

2ページをご覧ください。令和3年度の事業計画です。すでに終わっているものもごございます。①校長人権教育推進会議はオンデマンド形式で、内田委員長に講話いただいております。②教職員研修の実施では、今年度も役職等研修を行っており、行政説明の中で触れているところです。③社会教育関係者研修の実施でも、行政説明の中で触れさせていただいております。

4ページの方をご覧ください。取り組みの二つ目になります。各学校の校内研修の推進です。こちらは、熊本市を除く市町村立の小中義務教育学校、県立学校へ関係する資料を提供するとともに、要請に応じて指導主事を派遣して校内研修を支援しているところです。令和2年度は、デジタル研修資料を作成し、配信しております。ハンセン病問題について30分のものになります。②リーフレット「人権教育の推進に向けて」を5000部作成、配布しております。また、健康づくり推進課で作成されています「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」を配布して周知しております。市町村教育委員会と県立学校の校内研修に指導主事を派遣しております。研修を実施した学校の校内研修報告書から、二つ取り上げております。リーフレット「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」及び、デジタル研修資料「ハンセン病問題について」を視聴した後に、「保護者への啓発のあり方を考え、学びを確かめた。」という学校がございました。また、県研修支援、登録講師派遣事業を活用して、「ハンセン病から学ぶ」と題して、国立療養所菊池恵楓園の箕田園長に講話いただいたところもございました。

令和3年度の事業計画です。①デジタル研修資料を改訂しました。「ハンセン病回復者及びその家族の人権」として20分にし、配信しております。②市町村教育委員会主催研修及び県立学校の校内研修への指導主事派遣ということで、以下に書いてあるところに派遣、または、派遣する予定です。

次に、「教職員のための菊池恵楓園現地研修」をご覧ください。こちらは、菊池恵楓園の現地研修を通してハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的な指導力を高めることを目的に、平成27年度から実施をしております。対象は、熊本市を除く市町村立小中学校、義務教

育学校、県立学校の教職員で、毎年度 120 人程度が参加します。内容としては、菊池恵楓園のフィールドワーク、行政説明、菊池恵楓園入所者自治会の講話、班別協議となっております。事前学習として、ハンセン病問題啓発DVD「壁を越えて」の視聴、研修後の各学校での伝達研修を義務づけているところです。令和2年度に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1年間、令和3年度へ延期をしております。現地研修の代替措置として、各学校で活用できるよう、研修用動画「ハンセン病問題について」を作成、配信しております。令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、菊池恵楓園と連携して、オンデマンド形式による研修を実施しております。配信期間につきましては、8月2日から27日までです。対象者が令和3年度の該当校の教職員で299人受講しております。例年であれば120人程度ですが、1校から複数参加することを可能としましたので、受講者が増えております。研修内容としましては、デジタル研修資料「ハンセン病回復者及びその家族の人権」、菊池恵楓園の入所者自治会啓発DVD、見学映像の「恵楓園の歴史を歩く」、講話「ハンセン病問題の歴史と私の体験」ということで、志村会長が講話されているものを配信したところになります。以上です。

#### (内田委員長)

ありがとうございました。それでは、人権同和政策課の方から報告よろしく申し上げます。

#### (事務局(手嶋))

それでは人権同和政策課取り組みについて、ご説明します。なお、本日人権同和政策課の方が欠席となっておりますので、私、健康づくり推進課総務・特定疾病班の手嶋の方から説明をさせていただきます。

事業名としましては、「人権啓発WEB講座」ということで、令和2年度におきましては、令和2年10月1日木曜日から、令和2年12月25日金曜日。この期間において、人権課題をテーマとした講話動画の配信、「子供の人権」、「障害者等の人権」、これ全10講座、各それぞれの専門の方々に講話の方をしていただいております。その中で、「ハンセン病回復者等の人権」ということで、また「ハンセン病回復者として伝えたいこと」をテーマに、本日、委員としてもご出席いただいております中修一様より、ご講話の方があっております。また、こちらの方に記載がございませんが、「感染症をめぐる人権」、また、その中でもハンセン病についても言及いただき、ご説明の方を、やはり、本日、委員として、ご出席いただいております、小野友道様からもご講話をいただいております。これは事業実施の成果ですが、動画視聴回数が1830回、うち「ハンセン病回復者等の人権」の視聴回数が157回ということ。この配信動画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による集合研修の困難さですとか、在宅勤務の広がりに対して、オンラインならではの利便性というものが、一定の評価を得たということ。です。

次に令和3年度の事業内容でございます。期間としましては、令和3年7月21日か

ら令和4年3月31日までとなっております。内容につきましては、先ほど令和3年度と同様なのですが、全15講座に増えております。その中でやはり、「ハンセン病回復者とその家族の人権」ということで、中修一様より、「ハンセン病回復者として伝えたいこと」というテーマでご講話をいただいております。また、小野友道様からも、同様に、「感染症をめぐる人権」の中でハンセン病について、触れていただいたというところ です。ちなみに令和3年度の活動実績としては、10月4日現在で、動画視聴回数が2162回。うち「ハンセン病回復者等の人権」の視聴回数が127回ということで承っております。以上です。

#### (内田委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、委員の方々からご質問、ご提案その他ご発言をいただければと思います。よろしくお願ひします。なお、恐れ入りますが、ご発言をご希望の委員の方は、挙手をお願ひできればと思います。よろしくお願ひします。

それでは、遠藤委員よろしくお願ひします。

#### (遠藤委員)

りんどう相談支援センターの活動についてお伺ひしたいんですけども。りんどう相談支援センターの活動実績、今日頂いた資料の9ページですかね。相談件数262件。そのうち家族補償関係132件、実利用者数167人と書いてあるんですけども。まず、その家族補償関係132件で、この相談、家族補償関係から、補償金を受け取られたのはどのぐらいのパーセンテージなんですか。

#### (事務局(坂田))

すいません。この相談件数は、延べ人数ということなんですけれどもご相談のあられたケースに關しましては、例えば、医療機関での受診の記録がないというような方がお1人ご相談があられまして、その方以外の方では、恵楓園等の療養所に入所しておられた方が、ご親族であるといったケースがほとんどでして、ご相談があった方への、対応としましては、ほぼ補償金の対象になられたのではないかとお願ひしております。ちょっと実人数については、これに入ってございませぬけれども、ほぼほぼご相談があったケースは、補償金を受け取られたとお願ひしております。

#### (遠藤委員)

相談があつても、実質的に請求までいかなかつたりとか、請求があつても入所者の入所歴が証明できなかつたりして、その補償金をもらえなかつたケースはあると聞いています。熊本の場合、その相談件数のうち、どのぐらいの方が、実際に申請して、どのぐらいの方がもらえたのかなというのは、全国的には申請者の方の数が予想よりも少ないでしょう。熊本のケースの場合はどういう具合か、中さん、ご存じですか。

## (中委員)

はい。その話ちょっと後でしますけど。まずですね、私は、熊本県で、ハンセン病回復者とその家族の相談支援センターが、昨年4月1日に開設されまして本当にありがとうございました。これができるまでには、ここに我々、各委員の先生方の5年間に渡る委員会でのご発言そういったのが、昨年1月29日に、内田委員長さんと一緒に、蒲島知事に啓発推進委員会の報告書をお渡しした時に志村さんと私からも、知事に直接、ご挨拶の中で、回復者と家族の現状と課題について、お話をできたかと。そういったことが非常に大きかった。そしてまた、即く、1月に、報告書を照らし合わせて、4月にりんどうができたという、画期的なスピードでですね、私たちの長年の念願が実現しまして本当にありがとうございました。その間、努力された県の担当の皆様方にもお礼を申し上げます。

りんどう相談支援センターの方からご報告がありましたように昨年、1年で262件も、相談があった。ということで、本年度も、すでに240何件かの相談にみえたということで、本当に実績が上がっていることに、心強くありがたく思っております。

私もですね、ふれあい福祉協会から、九州地区の回復者の相談員として、やってこれという事で、5年前からやっていますけども、なかなか当事者にはですね、それぞれの悩みやその他のことについて、相談できない部分が、たくさんあったと思いますね。この件数を見たら。私がこの間、ピアサポーターで、相談を受けたのは、5年間で4、5件です。それが、このりんどう相談支援センターができてですね。家族も含めて、これだけの件数の方々がね、相談にみえたということは、やっぱりハンセン病は経験した者の社会内生活での、いろんなご苦労があったことが、ここに、数字として明らかに出て参りました。

そして、たまたま、一昨年の家族訴訟での勝訴で、補償金の支給が決まってから、その補償金の相談も家族が、実際に、それぞれの事情がある中で、相談にみえられたということもこれも、また喜ばしいことです。

ですけどもですね、今日の座長でもあります内田委員長が、このたび、ハンセン病資料館の館長に就任されまして、先生、ありがとうございます。よろしく願います。早速、挨拶の中で書いておられましたけど、全国で、厚労省が見込んでいた補償金の支給人数が、3割程度しか、申請されてないらしい、全体ですね。そういうことは、私たちは2001年の熊本地裁判決が確定して補償金、補償金の法律ができて、受けた金額。それと、その後、遺族の補償の和解、これも私も加わってやってきたんですけども、金額的にはだいぶ差があるというか、約10分の1ぐらいの家族の補償金ですね。金額の少ないのにも、影響があるかなと。今、何十年も、家族であることを、隠して、隠れて生きてきたのに、それを180万。或いは、兄弟などによると、130万。それぐらいの金額を、リスクを冒してまで、請求していいものかというふうに躊躇をしているその家族の当事者たちも全国にたくさんあるんだろうなというふうに私は解釈していております。

それで申請してからですね、厚労省に申請してから、厚労省で審査をして、補償金が送られるまで、半年以上かかります。私も実際、弟の分を、自分で申請して、それぐら

いかかりました。他の家族からも、私に電話がかかってきて、これは本当にもらえるのかなというようなね。持ち遠しいといった声も聞いております。ですから、厚労省へいつの審査期間も長いみたいです。おまけに昨年から、このコロナです、厚生労働省は、大変な状況にあるので、そういったことも影響しているのかなというふうに思っております。以上です。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。遠藤委員は、ご発言よろしいでしょうか。

**(遠藤委員)**

はい。私もりんどう相談支援センターが熊本に作られたことは、とても画期的だと思っております。私、中さんが随分、紫藤さんとか、ご相談されてきたと思います。思い出しても私が大阪の回復者支援センターのようなものまでいかなくても、せめて熊本でできる範囲の回復者支援センターを作りたいとお願ひしたのが、楠本さんが担当だった頃です。楠本さんに大阪の回復者支援センターに視察に行っていたことがありました。それから考えると10年以上ですよ。ですから、ようやくこういう形で実現したことは、私も中さん同様働きかけてきた人間としてとても嬉しく思っております。熊本にりんどう相談支援センターが出来たことを私あちこちに宣伝しましたので、宮古島の宮古南静園の退所者支援をされている方達も、そんなものが熊本にできたならば、自分たちでやってみたいとおっしゃっていました。また県の方にも相談があったかもしれませんが、亀浜さん、知念さんなど一生懸命取り組まれてきた方たちにとっても、刺激になっているんですよ。

それで、厚労省のホームページにも、実は申請者が3割ぐらいしかいないと載っているんですけども、そういう意味で、熊本にりんどう相談支援センターができて、他の県よりも申請者の数が増えたということだったら、やっぱりこのりんどう相談支援センターを作った目的は果たされているんじゃないかと思ったものですから。結局、りんどう相談支援センターができたことが家族補償金の申請数にどのように実を結んでいるのかというのはちょっとお伺いしたくて聞いた次第です。

**(中委員)**

東京とか大阪、こちらは県外からも大分来ているみたいです。

**(内田委員長)**

はい。紫藤委員、よろしいですか。

**(紫藤委員)**

はい。少し補足をさせていただきます。りんどう相談支援センターができてから、本当にコロナとの戦いというか、活動ができないというようなことを繰り返しながらやってきた中ではあるんですけども、市町村の挨拶回りとかをしていく中で、広報紙にり

りんどう相談支援センターのことを載せていただいたりしたことで、実際に、件数は少ないですけども、「広報紙を見てりんどうに電話してきました」とおっしゃっていただくケースもございました。あとは、やはり、新聞に何らかで報道していただくと、その時に、りんどう相談支援センターの電話番号も載せていただいていると、「やはりこうちょっと電話してみました」っていうようなことでご相談が始まって、お話を伺って、家族補償の請求に繋がったケース等もございます。

今年、令和3年度も、家族補償の戸籍を取る時の減免、そこがまだまだ各市町村でできておられないところがあるので、今年はそれをお伝えしながら、各市町村をめぐると思っています。また、コロナが落ち着いてきましたので、後半、相談員の方で啓発活動として、回らせていただきたいというふうに思っております。以上です。

#### (内田委員長)

ありがとうございました。

他の委員の方からご発言がございましたら頂戴できればと思います。

#### (小野委員)

よろしく申し上げます。小野です。先ほど聞き間違いかどうかわかりませんが、1人だけ医療機関の受診記録がない方がおられた。この方は救済できたんでしょうか。或いは、こういう事例があったときに、医療機関が何かお手伝いすることは可能でしょうか。よろしく申し上げます。

#### (紫藤委員)

はい、ありがとうございます。お1人、まだ続いております。はい。我々の支援が続いているという段階で、ご本人がもう認知症になられておられて、もうすでに、お亡くなりになりました。ただご家族は、ご家族の方も実はご高齢で、そして、子供さんたちには、言いたくないということで電話も手紙もこちらからはなかなかできない中お待ちしながら、いろんな療養所をお調べして、厚労省ともお話をしながらですねやっています。、まだ途中で結果ははっきりとは出ていません。今もうご本人はご高齢になっておられてですね、なかなかちょっと、電話でのお話が耳が遠くて難しくなっているところで。はい、まだ終結というところには至っていないところです。割とりんどう相談支援センターの初期の頃から、ずっとサポートしています。

#### (小野委員)

ありがとうございました。

#### (中委員)

はい。あのですね。申請にあたっての書類がですね。申請者のじゃなくて、そのハンセン病歴のある方の入所歴が必要なんですね。ですから、そこがはっきりしないと申請

難しいんですよ。入所歴と、家族の戸籍抄本、この二つが必要な書類。

入所した時に、例えば私の弟がですね、私と一緒に、暮らしていたかという。そのすり合わせですね、ちょっと決まらなないと駄目なのです。私の弟の場合は、私が入所する前の、半年前、6ヶ月前に、一番下の弟が生まれて。ですから、私と一緒に生活した経験があるわけですね。ですから、入所歴と戸籍抄本の年月をすり合わせて審査しています。

それと戸籍抄本を取る時の手数料ですね。あれは、熊本市の場合は、私たちと熊本市との意見交換の中で、弁護士がお話をして、家族の申請者に対して、手数料を無料にできないかということ露骨に相談をして、熊本市はできていますけども、県の各市町村までには、相談は私達にはまだ届いていません。ので、これからりんどう相談支援センターの腕の見せどころですね。

(内田委員長)

はい。遠藤委員よろしくお願いします。

(遠藤委員)

こればかりやっているわけじゃないと思うんですけど、小野先生がおっしゃられたので、情報だけ共有させていただきたいと思います。じつは療養所の中で、本名で入所した時に登録している療養所とですね、園名だけで登録している療養所があって、本名と園名が、一対一対応してないことから証明するのに、その本人がもうすでに亡くなってらっしゃる時に、実際にその証拠がないために申請してもその証明ができないところかなりあるらしいんです。それで、これを箕田先生が一言仰っていただければいいと思うんですけど、菊池恵楓園は職員の方達の努力で、ほぼ全員、お名前がもう特定できて申請されたら、ほぼ本人の証明ができていますと聞いています。

(内田委員長)

ありがとうございました。

志村委員の方からご発言を頂くことは可能でしょうか。

(志村委員)

今日は、法務局の方からおいでになっていますのでちょっとお伺いしたいと思いません。国賠訴訟を闘った時に随分ひどい投書がきました。私たちとしては、黙っているわけにはいかないということで、法務局にそのハガキをもっていこう、もっていきたくて弁護士さんに強く訴えられた。弁護士さんは「志村さん、法務局に行ったって、しょうがないですよ。」と言いながら法務局人権擁護課にしぶしぶ付いてきました。ハガキを見せて「同和問題とハンセン病についてこれだけのことを言う人がいる、そこを何とかしてください。」と言った。しかし、実際、何かをやったことということはありません。そのハガキをラブレターといっていますけど、再度来たラブレターに業をにやして、弁護士さんへ相談をしたが「いや、やっぱり一緒でしょうが」と言われる。「こんな時の

ために地方法務局があるのでしょうか」と言いましたが進展は全くありません。

私は法律を学んだということもないんですが、全ての差別というものを網羅した差別禁止法が必要ではないかということをやったら「そんなことはない。志村さんはそんなに犯罪者をつくりたいんですか。」と言われ、「人権というものを広く国民のため、行き渡らせるためには、やっぱり差別禁止法があったほうがいいと思う」と言うと、彼は何といった思いますか、「志村さんは、この野郎、ぶっ殺してやろうか、そう思ったことがありますか」という。差別禁止法というものに反対している人達は、ぶっ殺したいという思いをもった人たちだとは考えられない。もっと広く、丁寧にわかりやすく、人権とは何かについてもっと具象化したものでないと抽象論で終わってしまう。私はまもなく、89歳になります。もう、残り少ない。私の生きてる間には、おそらく何も解決していないのではないかと思います。

今日は座長をされております内田先生は、差別禁止法について、大変理解のある先生です。この問題について、法務局人権擁護課の委員の方は、私が今言ったことについてのどのような感じをもたれているのか、ぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。岩永委員の方から何かご発言ございますか。

**(岩永委員)**

はい。今、お伺いしたところで志村会長から、以前、法務局に来られて、はがきで偏見・差別に関する投書があったことに関していろいろと、法務局の相談対応にご批判があったということですが、差別を禁止することについて、新聞等においてもこれから差別禁止法が必要である旨が報道されているところです。コロナ差別に関して改正新型コロナウイルス感染症等対策特別特措法の中においても、差別を禁止するところまではうたわれておらず、啓発に努めるというようなところにとどまっている状況です。

識者の方が差別禁止法についても、必要であるという意見を述べておられますので、私たち人権擁護課としても、そういった方向に進めばいいなというふうに感じているところです。ただ、これはまだ今、この場で初めて聞いた中での発言ということで、組織として回答するというものではありませんけれども、飽くまで個人的な意見として、そのような法律が制定されますと、私ども人権擁護課としては、人権侵犯事件などの調査も行っていますので、これからより調査救済活動がしやすくなる面もあるのではないかと考えているところです。ただ、これは飽くまで個人的な見解ということで、回答をさせていただきたいと思っております。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。志村委員の方から追加のご発言ございますか。

**(志村委員)**

同和差別解消法で同和問題が解消されるということはありません。それよりもネット上で同和地名等を出品し、一儲けしようという話が問題になっている。ハンセン病の場合も、警察でハンセン病患者らの氏名などをまとめたと思われる台帳がネットに出品されたのです。ですから、法務局としては法律がないと断定的にもの言うとはできないと思うのです。できないからやりませんでは一向によくなりません。良くするためにどうしていくか、なくすためにどうしていくか、ぜひ県民の皆さんに考えていただきたい。その方策を考えるのもこの委員会ではないか。差別する側は痛くない、される側に一方的に痛みがある。その痛みをどうやって取り除くか、痛みを受けないことを1番ベターだろうが、そういう痛むことのないような施策というものをみんなで一緒に考える委員会だったらいいねということをお願いして終わりたいと思います。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。箕田委員はいかがですか、ご発言いただけますでしょうか。

**(箕田委員)**

先ほど遠藤先生が、診断書のことで、園名と本名のお話をされたのでそのことだけ、ここで補足させていただきます。恵楓園では骨格標本問題調査を行った時にですね、結局、どれだけの方が実際入所されて、どれだけの方が亡くなられて、どれだけの方が、自己退所をされたのか、少なくとも恵楓園の門をくぐられた患者さん達の、名誉回復をするためには、どういう方々がおられたのかということをごきちっと把握する必要があるというふうな思ったわけです。

それで、すべての方々の、亡くなられた方も含めてですね、全体の名簿がきちっとしなければならぬということ、園名を幾つも持っておられる方とかですね、そういう方々を、少しずつ、中で本名と突合しながら、ちゃんと絞りこんでいって、重複をなくしてかなりの精度のところまで、固めたデータベースができました。これが補償申請があった際の退所証明書を作るときに大変に役立ったということをご園のケースワーカーから、聞いております。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。県からの事業報告について、他にご質問とかあるいは、ご発言とかございますでしょうか？

**(遠藤委員)**

私たちがまとめさせて頂いた、啓発推進委員会の中間報告書は、きちんとしたPDCAサイクルをまわしていって、実際に取り組んだ結果が成果として出ているかどうか、また成果がもし出ないんだとしたら、そこについてどういう取り組みをしたらいいんだってことをやっていくべきことを指摘しています。1番問題意識として持っていたのは、啓発活動をルーティンワークにだけはしないようにしようということでした。

この報告書のデータで興味深かったのはご高齢の方は差別意識を持っているんだけど、ハンセン病がうつらない病気だという認識を持っている。若い人たちはハンセン病がうつる病気という認識は持っていないんだけど、ハンセン病についての理解がない。だからハンセン病について偏見を持っている人がハンセン病についての理解があって、ハンセン病についての偏見を持ってない人たちがハンセン病についての理解がない。という、何か考えようによっては、すごいアンビバレンツな結果が出たわけですね。

しかも、学校教育の中で、ハンセン病に関する啓発活動をかなりやってきているにも拘らずそうした教育を受けた若い人たちが知らないという人たちが相変わらずいるというわけですね。だから、若い人たちにハンセン病に対する差別意識がないとしても、正確な知識がない。差別意識がないことがいいことかかっていうと、決してそうではないんですね。だからそこを、公教育も含めて、もう少し深い反省点か何かがあって、次の年度に関しては、そこから何を汲み取ってやっていく次の行動に結びつけたのかという点についてもうちよっと掘り下げてもらいたいなっていうのが、私の読んでいた実感なんですよね。

いろんな努力されていると思うんですけども。やはり、ルーティンワークにしないっていう思いを常に持っていて、やっぱりせつかくこの事業やっているかぎり、成果が徐々でもいいんですけども、形として何か見えてくるようなそういうのをしないと意味がないと思います。中間報告では一番意識して書いた部分なので、どうお考えになったのかなというところをお伺いしたい。

#### (岡委員)

どうもありがとうございます。今回ちょっと参考ということで、資料1の前の横表になります。はい、今、遠藤委員からご指摘ございました、報告書をどういうふうに私も読み取って、そしてPDCAサイクルで回すかということ、課内でも随分議論して参りました。それで、今回この報告書の中の、大きな課題、喫緊の課題ということで、3点書いておりますが、ハンセン病問題の関心とあと、先ほど志村会長もお話ありましたが、回復者の方たちのご高齢化とかですね、それと社会全体に対する不安っていうことで、課題を整理して、私たちがやっている取り組みの方向性がこれに合致してない、きちんと合致してるかっていうところまでの検証と言いますかそれっております。

今、遠藤先生ご指摘の通り今年度またやる予定にしておりまして、そここの評価といたしますか、そこをもう少し深めていくような形にしたいと思っております。それとあと県民への、県民意識調査っていうものもこの間ずっと、定点観測的な感じですね、やっていく中でも、委員ご指摘の通りですが、やはりふれがあるということで、そこは数値を見ながらですね。あと、この委員会の報告書の大きな方向性についても、私どももちろんとらえながらですね、庁内全体でやるというような方向で。こういう形でしかまだちょっとPlan Do Seeのところできておりませんが、報告書に書かれた内容は、十分踏まえながら、そしてもう一步でも前に進んでいく、それから先ほど人権問題もそうなんです、やっぱり深めていくということをやりたいと思っております。

ます。以上になります。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。それでは井上委員からよろしく申し上げます。

**(井上委員)**

教育委員会です。2年前の報告書から関わらせていただきました。報告書の中には、若い世代への教育が一つのキーワードとしてあげられています。先ほど、若い子は差別意識はないけど知識がないという話があり、寝た子は正しく起こす必要があることを認識しました。

ハンセン病に加え、様々な人権課題があります。今回のコロナ禍においても、知らないことが不安を煽り、偏見、差別に繋がったというこれまでのハンセン病や水俣病の歴史の教訓が生かされていないというご指摘もあったかと思います。そういう中で教育界においては、先生方の世代交代が進み、若い先生方が増えているところです。また、働き方改革という問題もございまして、学校における人権教育のあり方について、去年今年と検討しています。一つは、先生方が研修できるような条件整備、もう一つは、授業をする際の指導方法の中身です。

このコロナ禍で、集合ができなくなったのが大きな痛手で、教職員から非常に評判のよかった菊池恵楓園への現地研修もできない状況です。現地に行き、生きた勉強ができる、そのような研修ができていません。その保障をいかにしていくのか、先生方がいつでも学べるようなシステムづくりを見直しています。

一つの取組としては、ハンセン病、水俣病など5本の教職員向けデジタル研修資料を作成し、県立教育センターのホームページにアップして、いつでも見られるようにしました。半年で視聴回数も6000回を超えています。熊本市を除く市町村立の小中義務教育学校、県立学校の教職員が1万2000人です。現時点で半分以上の先生方が何らかの形で学習を進めていることは、一つの成果ではないかと思っています。

もう一つの柱が授業の中身です。人権問題は当事者の問題ではなくて、周りの問題であること、つまり差別される側の問題ではなくて、差別する側の問題であるという視点です。現在、外部の委員さんに集まいただき、小学校、中学校での授業のあり方について検討をしている段階です。若い先生方が教壇に立った時に、自信を持って、ハンセン病や水俣病などに取り組める一助となる資料を意見交換しながら作っています。年度末には形にしたいと思っております。

それから、研修会で大事なことは、当事者の思いや願いをいかに伝えていくのかということだと思います。ハンセン病に関しては、りんどうの相談員の方々も協力していただくと昨年度伺っており、間接的にでも生の声を伝えられるよう、先生方、あるいは高校生にも広げていければと考えているところです。以上です。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。他に委員の方からもご発言等ございませんでしょうか。中

委員どうぞよろしく申し上げます。

**(中委員)**

啓発に関わる、話だろうと思うんですけども。実は昨年、熊本市ですね。市の小中高の校長先生方と、幼稚園ですね、園長さんに対して、昨年、私の話をしてくれということでしたけども、コロナでキャンセルになりましたけども。今年はどうしても、どういう形かでやりたいということで、市の教育委員会が、企画を立ててですね。オンラインで、先生方、熊本市多いですので、2日に分けて、校長先生に、ハンセン病問題についてお話をさせていただきました。そのアンケートを私にも配布してもらったんですけども、やって良かったなと思っていますけど、この校長先生たちに対する、お話をするにあたってはですね、熊本市と、私たちはもう今年9月で延べ81回、意見交換をしております。熊本市との意見交換会には、必ず県の健康づくり推進課のハンセン病の担当者も入ってもらってやってきたわけですけども。学校教育の中でですね、ハンセン病問題を取り上げてくれということは、ずっと当初から言ってきていて。それが、小中高校の人権担当の先生たちから私にじかにですね、自分たちも自分たちの学校で、ハンセン病問題を取り上げたいと。だけれども、残念ながら校長が、或いは教頭がですね、そういう時間があるならもっと勉強させる方に持っていけと。そういう校長がおられるらしい。それで、自分達が、ハンセン病の話を、聞きたいんだけど、子供たちに、聞かせてあげたいんだけどもそういう事情だということ。私は、何ヶ所から、常々聞いておりましたから、熊本市に対して、教育委員会に対してですね。小中高校の校長先生に話がしたいということを申し入れていたのが、やっと今年、実現しました。話してよかったのは、校長先生たちもですね。回答のほとんどの先生たちがアンケートに書いておられましたけども、話をきけてよかったと。実際自分たちも知っていたつもりだったけども、当事者から聞く話は、やっぱりいいですねと、私、みそになりますけども。そういうことを書いてもらって、自分たちの学校でも、このコロナが収束したら、呼びたいというようなことも書いてありました。ですから、やっぱり上に立つ、学校でもですね。トップがやっぱり取り上げてもらうような方向を持っていないと、担当の先生たちも困っている方々が多いということを知っていますので、県の委員会でもよろしく申し上げます。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。他にご発言ございませんでしょうか。  
箕田委員よろしく申し上げます。

**(箕田委員)**

今回コロナでかなりいろんなことが影響を受けましたけど、最近熊本大学医学部に行って教職員の方に、講話をする機会があって、コロナと対比させて、話をしますと、全然歴史に学んでないなということを感じたと言われる方が多かったです。ハンセン病はもう終わった話みたいに、一般的な人は思っているの、コロナを入口にして、今の人たちがもっと興味を持つような啓発事業にしていった方が良いと思います。大体コロ

ナになって1年半でいろいろ検証もされて、どこがハンセン病と同じなのかっていうようなことも、結構、考察が出てきています。今度、内田先生のお弟子さんにあたる熊大法学部の岡田教授が「感染症と社会」という研究会を学部横断的に立ち上げられたということもありました。熊本県の事業もハンセン病だけじゃなくて、コロナと結びつけた企画をされた方がいいのではないかと考えていますので、意見させていただきました。

#### (内田委員長)

ありがとうございました。箕田委員のご発言等につきまして、事務局の方から何かございますか。

#### (事務局 (手嶋))

はい。健康づくり推進課、手嶋でございます。

今おっしゃっていただきました新型コロナウイルス感染症と関連してということなんですが、新型コロナウイルスいきますと、これやはりこのコロナウイルスという誰しもがこのウイルスにかかるという可能性がございます。一方で実はこれ先日、小野委員の方にちょっと個人的に相談させていただいたんですが、今、本県の年に1回、発行しております高校1年生向けの、啓発のリーフレット、また国のリーフレットについてもそうなんですがよく書かれているのが、ハンセン病は、いわゆる感染しにくい病気ですっていうふうに書いてあるんですね。で、その一方で、いわゆる感染力云々ということが書いてあるんですが、その一方で、実は、これは私も部下、それこそ何十年前にいた人間ではないんですが、例えばそれこそ何十年昔らい菌というものは、自然界に普通に誰しもこう触れうるものであったんじゃないかなろうかというふうに思っております。たまたま、誰しもが触れる菌でありますけどもその中で、個人の体質ですとか、そういったところから発症される方、発症されない方がいらっしゃるのではないかと。そうしますと、特に古い世代の方でいきますと、そもそもハンセン病にかかった方だけがそのらい菌という特別の菌に触れていて、自分らはそのらい菌は触れてきたことはなかったと、だから自分たちは違うんだみたいなことがあるのではないかと。その意識というのは本来やはり変えるべきではないかというふうに思っております。そうしましたときに、今このハンセン病リーフレット中に、冒頭申しました。いわゆる感染がしにくいというところの、前にですね、このらい菌というのは自然界によって誰しも触れる機会あったんだというところ、そこはですね、今の新型コロナについてもですねいえることじゃないかと思えます。まずその点に言及した上で、そのこの啓発のリーフレット中での、ハンセン病とは何ぞやっていうところもですね、やはり記述をしていかなきゃいけないのではないかというふうに思っております。今年度、また来年度に向けてのリーフレットの中身につきましてはどうですか、また年度後半に、各委員の先生方に、またご意見の方を頂戴いたしまして、内容の方ですね、また検討させていただいて、新たなちょっと見直しの方ですね、できたらというふうに考えているところです。

**(内田委員長)**

ありがとうございます。箕田委員の方から追加のご発言がございますか。特にないようですので、志村委員どうぞ。

**(志村委員)**

隔離ということについて、皆さんにも考えて頂きたいというふうに思います。かつて、ハンセン病が社会防衛という立場から、絶対隔離政策がとられた。そして、今は療養所の中にいる者が高齢化して感染したら終わりです。事実そうなんですよ。感染したら、もうほとんどアウトだろうというふうに思います。これ絶対ではない。絶対ではないけれども、最大限外に出ることはやめましょう。だから、そういう言われると、なるほどそうだというふうに納得してますけど。実際は、かつては社会防衛という名のもとに絶対隔離をされ、今はあなた方は年取ってます。だから感染したらアウトですよ。危ないところには絶対行かないでください。それは、確かなこととは思いますが、私たちは二重で隔離されているというような感覚に陥ったのです。そういうことからハンセン病の隔離政策、そして今また社会の中にあるコロナに対するひどい偏見や差別。特に医療現場の人達に対する差別というものまで報道されている。こういう現状の差別に対しては、一番危険な職場で自分の身の安全というものを犠牲しながら、働いている医療関係者やその家族までもが差別される。ほとんどがハンセン病の差別と同じような差別というのがあるわけです。それで差別検証が要るんじゃないでしょうかということをお願いする。

働く職場から逃げていかれた場合ですね、それでは医療が成り立たない。そういう意味では、明治42年開設ですから、その当時からずっと職員の方が、恵楓園で働いていらっやった。そのことについては、大変感謝してるということをお願いしたいと思います。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。箕田委員にご発言いただいたうえで次に遠藤委員のご発言と思います。箕田委員よろしくお願いたします。

**(箕田委員)**

先ほど言われたんですけど、ハンセン病の感染力が弱くて、ハンセン病がその自然界にあるっていうのはまだ完全に、エビデンスとして確定していません。自然界のどこにらい菌がいるかっていうのはわからないので、そこのところはまだはっきり言えないのかなというふうにちょっと思いましたけど。今はこれだけコロナでいろんなことが問題になっているので、この時期に、いろいろとハンセン病の啓発をしていくということは極めてタイムリーで重要ですので、やはり来年の事業は、やっぱりそういうことを意識したものであるべきと私は思っております。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。それでは岡委員ご発言よろしく申し上げます。

#### (岡委員)

内田先生、健康づくり推進課の委員の岡でございます。箕田委員どうもありがとうございます。コロナ禍の人権問題、コロナ禍におけるハンセン問題、非常にリンクしております。県の方でも様々な啓発活動をやりつつも、やはりその啓発とか研修は非常に重要だと考えておりますので、その中身につきましては、先ほどご紹介がありました感染症と社会というような研究会もできているというようなご発言でしたので、また内容につきましてはぜひ、この委員会の中でもご指導といいますかご助言いただきながら、組み立てるというやり方も含めて検討して参りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

#### (内田委員長)

ありがとうございました。遠藤委員ご発言よろしく申し上げます。

#### (遠藤委員)

コロナの話はいただいて、かなり早くからお話をしようと思ったんですけども、たまたま後半こういう話になってきたので、やはりあのコロナの話題が出てきたときに、やっぱりハンセン病に対する、歴史の勉強がほとんど日本人はできてないんだというのはつくづく思った次第です。しかもコロナの問題はまだ収束してなくて、いま欧米ではワクチンを打つことを合理的に義務づけるとか、外出制限をするとか、ワクチン接種照明がないとレストランなどいろんなところに行けないとか、そういう形で、ワクチン差別みたいなものがこれからますます拡がろうとしていて。日本でも自民党の総裁選挙に立候補された方の中には法律として義務づけることを主張された方もいらっしゃいました。

私自身は、実は、うつるかうつらないかって話もさることながら、この感染症の話は病気の話と社会の話がリンクしているということが一番大事な問題で病気の視点だけでウイルスを見てはいけないと考えています。社会の問題と、病気の問題がどういうふうに繋がっていくのか。特に、ハンセン病もそうでしたけど、被害者であるはずの人が加害者と扱われ、実は加害者である人が、自分は被害者だと認識しているわけですね。差別する側が、実は自分は差別者だとは思ってなくて、社会的には被害者と加害者がひっくりかえっているんですね。箕田先生がおっしゃったことと関係あるんですけど、井上委員のおっしゃったところで言うと、学校教育でのいじめの問題もハンセン病の問題はハンセン病の問題、いじめの問題はいじめの問題って考えるんじゃないかと、どうやったら我々は、人と人とを深く結びつけられるかと考えることが大事だと思います。いじめも差別も一つですから、ハンセン病の経験が活かされないまま設定がバラバラになってしまうと、学ぶ機会を狭くしてしまうし、学ぶ深さを失ってしまうんじゃないかなと思っています。

**(内田委員長)**

ありがとうございました。小野委員からご発言をよろしく申し上げます。

**(小野委員)**

私は、県の人権同和政策課の紹介でコロナの差別・偏見について高校や職場などでお話をさせていただきました。この中で、コロナ差別と結び付けてハンセン病についても併せて話すんです。そうするとハンセン病の差別などに関心を示し、理解を深めてくれた様子でした。蓑田委員が言われたように、今日の関心事であるコロナとハンセン病を併せての話は効果があると思います。さらに、私自身がコロナに罹ってしまいましたので、最近はこの体験を含めて講演させていただきました。そうするとやはり皆さんより真剣に聞いてくださるような気がしています。今後も機会があれば体験をもとにお話ししようと思っています。ぜひ、「コロナとハンセン病にみる差別と偏見」といった観点でシンポジウムなど開催していただければと思います。先般、日本感染症学会とKMバイオロジクスが主催して開かれたコロナの公開セミナーでも産学官からそれぞれ蒲島知事、大西市長、小川熊大学長と私がかがパネリストでしたが、私は産官学そして患、患者だった立場で話しました。コロナを体験したことは、患者の立場で差別偏見を考える良い機会となりました。何かの折にお役に立てばと思っています。

**(内田委員長)**

どうもありがとうございました。今日は初めて熊本地方法務局の方からご参加頂いています。何かご発言があれば、頂戴できればと思います。

**(岩永委員)**

熊本地方法務局によるハンセン病問題啓発活動という1枚ものの資料を皆様にお渡ししております。3点ほど説明していますが、3番目の人権啓発習得研修の実施について、当局では昨年から人権擁護委員を対象とした研修会を開いています。昨年は、合志市が作成した、DVD「壁を越えて」を用いて、職員についても人権啓発習得研修を実施しました。今年は、法務省が「ハンセン病問題を知る」というDVDを作成し、これを用いて研修を実施していますが、まだ内向きの研修にとどまっていたので、これを一般の方を対象として実施するよう進めているところです。まん延防止等重点措置が発令されたりして啓発活動を中断したのですが、今週の水曜日に、熊本県人権擁護委員連合会長が嘉島町において、益城町老人クラブ連合会の方約60名を対象とした研修会を開催することとしております。コロナ禍においても単に視聴会を実施することや、視聴会に加えて先ほどコロナ差別に関してリンクさせた形で啓発活動を進めた方がよいというご発言もありましたとおり、私どもも補足説明として、現在、コロナ禍における自粛警察だとか、そういった問題点について話をすることにしております。この内容については以前、新聞等で、内田全国人権擁護委員連合会長が書かれていたものや、「菊池野」で掲載された文面等を活用してお話することにしております。私の方から以上です。

## 【議題2】

### (内田委員長)

ありがとうございます。まだまだご意見、ご発言をいただければと思うんですけど、そろそろ時間がきたようですので、第1の議題につきましては以上にさせていただければと思います。いろいろ貴重なご意見、ご発言をいただきましたので、健康づくり推進課、人権同和教育課、人権同和政策課におかれましては、本日の委員のご発言、ご意見、提言を参考にいただきまして、効果的な事業を実施するように努めていただければというふうをお願いしたいと存じます。

次は、第2の「その他」の議題に移らせていただきます。「その他」につきまして、委員の方からご発言があれば頂戴できればと思いますが。

今日、りんどう相談支援センターの方から初めてご出席いただいておりますけども、何かございましたら、頂戴できればと思います。

### (紫藤委員)

はい。ありがとうございます。

その他ということで、先程のちょっと関連するんですけど、りんどうも啓発活動というのは非常に大事だと感じておりまして、市町村をめぐる時は、教育委員会方のご挨拶に行き、一緒に何か、子供たちにわかりやすい切り口でできることはないかというような研修会をですね、一緒にできないかということをお話させていただいております。

先ほど、県のご報告にもあったんですけども、九州ルーテル学院の学園祭に、今度1日から5日まで、金陽会の絵画を、ルーテルの方に飾らせていただいて、講話をするというようなことを計画しております。近隣の小中高生とかも来れるように、ちょっと日程を幅広く、11月1日から5日ということにさせていただいております。こういった啓発活動をいろいろ積極的に考えながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

### (内田委員長)

ありがとうございました。他の委員の方からご発言がございませんでしょうか。それでは箕田委員よろしくをお願いします。

### (箕田委員)

これはお願いですが、私が国立ハンセン病資料館のハンセン病企画運営部会の委員になったこともあって、どういうことを国立ハンセン病資料館が企画されて、活動されようとしているかを見させていただいたんですけど、ぜひ各療養所の資料館でやったほうがいいような内容のこともあるなと思いました。そういうふうに横に広げた方がいい内容が結構ありましたので、よければ、内田先生が国立ハンセン病資料館の館長になられたこの機会に、ぜひ、国立ハンセン病資料館の啓発の取組を踏まえたアドバイス等、こ

の委員会や菊池恵楓園の資料館ににいただけるとありがたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

**(内田委員長)**

ありがとうございます。今、言って頂いたことは極めて重要なことですので、検討させていただきます。ぜひ、前進させていただくようにさせていただければと思っています。よろしく申し上げます。

他にご発言等ございますでしょうか。

それでは、特にご発言がないようでございますので、議題は以上にさせていただきます。マイクを事務局の方へお返しさせていただければと思います。いろいろと貴重なご発言をいただきまして、ありがとうございました。

**(事務局（西村）)**

内田委員長、議事進行、ありがとうございました。各委員の皆様、長時間のご議論大変お疲れ様でした。次回の委員会は、来年2月ごろを予定しております。詳しい日程は後日調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上で第13回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了します。

本日はどうも、ありがとうございました。ありがとうございました。